

弁護士 井上洋一（中小企業診断士・産業カウンセラー）

## あいさん事務所便り

連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階

愛三西尾法律事務所

電話：0563-53-0220

FAX：0563-53-0222

e-mail: inoue@aisan-law.jp



### 2018年度の「人手不足」関連倒産は過去最多の400件に

#### ～東京商工リサーチ調査

深刻な人手不足が続いていますが、このほど東京商工リサーチの調査結果が公表され、2018年度（2018年4月～2019年3月）の「人手不足」関連倒産は400件（前年度比28.6%増、前年度311件）に達し、年度ベースでは、2013年度に調査を開始以来、これまで最多だった2015年度（345件）を上回って、最多件数を塗り替えたことがわかりました。

#### ◆「人手不足」のうち、「後継者難」によるものが最多の269件

調査結果によると、「人手不足」関連倒産400件の内訳では、代表者や幹部役員の死亡、病气入院、引退などによる「後継者難」型の269件（前年度比7.6%増、前年度250件）が最多で、次いで、人手確保が困難で事業継続に支障が生じた「求人難」型が76件（同162.0%増、同29件）、賃金等の人件費のコストアップから収益が悪化した「人件費高騰」型が30件（同114.2%増、同14件）、中核社員の独立、転職などで事業継続に支障が生じた「従業員退職」型が25件（同38.8%増、同18件）でした。

#### ◆産業別ではサービス業の105件が最多

また、産業別にみると、最も多かったのがサービス業他の105件（前年度比34.6%増、前年度78件）で、次いで建設業が75件（同4.1%増、同72件）、製造業が62件（同58.9%増、同39件）、卸売業59件（同43.9%増、同41件）、貨物自動車運送などの運輸業34件（同61.9%増、同21件）などとなっています。

#### ◆北海道と四国を除く7地区で増加

さらに地区別では、全国9地区のうち、関東（125→173件）、九州（39→62件）、中部（34→43件）、近畿（33→39件）、東北（24→28件）、中国（18→19件）、北陸（3→5件）の7地区で前年度を上回り、北海道（21→18件）と四国（14→13件）の2地区では減少となりました。

働き方改革法の施行や外国人労働者の受入れ拡大でこの傾向に歯止めがかかるのか、注視していきたいところです。また、東京商工リサーチでは、年度・月別に企業の倒産事例も公開していますので、関心をお持ちの方は参考にしてください。【2018年度「人手不足」関連倒産～東京商工リサーチ調査】

[http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20190405\\_01.html](http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20190405_01.html)

【「こうして倒産した…」～東京商工リサーチ調査】

<http://www.tsr-net.co.jp/news/process/>

## 求人広告サイト詐欺に要注意！！ ～「無料で広告」が後で60万円の請求も

このような深刻な中小企業や自営業者の人手不足を狙った、求人広告サイト詐欺の被害が急増しています。この詐欺業者の手口は、次のとおりです。

### ◆深刻な人手不足につけこまれる中小企業

詐欺業者は、ハローワーク等で求人を出している中小企業や自営業者に対して、「無料で求人広告を出せます！」とウタって勧誘してきます。

しかしながら、初回の一定期間のみ無料ではあるものの、期間が経つと契約が自動更新されてしまい、後に業者から数十万に上る高額な広告掲載料が請求されてきます。

現在、このような「無料求人」をうたった広告業者による被害が、全国の中小企業や自営業者の間で多発しているのです。

### ◆広告業者の巧妙なだましの手口

このような広告業者からの勧誘が多いのは、介護施設や保育施設などの福祉施設、医療機関、運送業、製造業、サービス業など、深刻な人手不足が常態化している業界が中心です。

広告業者は、電話やファックスなどで、「今なら、1ヶ月間無料で求人広告を掲載できます。」などと勧誘してきます。

ところが、無料期間が終わると、自動的に高額な有料広告掲載に切り替えられてしまいます。

この自動更新の話は、確かに書類やファックス文書に書いてあるのですが、非常に小さな字であったり、裏面に目立たないように記載されているだけです。

自動更新で有料になることや、契約解約の話は、業者からきちんと説明されることはありません。

無料期間が終わると、数十万円の高額な請求書が届き、なかには60万円といった高額な請求をされた例もあります。

### ◆契約時のチェックを入念に

広告業者の手口は、相手が契約書の小さな文字で書かれた条項を見落とすことを前提とした悪質な方法です。

弁護士としては、詐欺的勧誘方法であり、業者の請求金額を払う義務はなく、支払いに応じるべきではないと考えます。

しかし、この種の求人広告サイト詐欺の裁判例はなく、契約書自体には有料期間のことが明記されているため、裁判を起こされた際のリスクには不透明な部分があります。

そのため、このようなリスクに巻き込まれることを防ぐため、最初の契約時に、無料期間終了後の料金などを入念に確認することが大切です。

世の中、「ただより高いものはない」と言われます。どんな小さな契約を締結する場合でも、どんな些細な書類にサインする場合でも、書面をしっかりと読んで納得してからサインすることが必要です。

### 当事務所よりひと言

私は、消費生活アドバイザー資格者なので、消費者事件も手がけますが、今回の求人広告サイト詐欺のような、中小企業や自営業者を狙った詐欺被害には頭を抱えています。

なぜなら、個人の消費者は、クーリングオフ等の消費者法によって救済されることもあります。消費者法は事業者を救ってはくれないからです。

だからこそ、詐欺業者は、中小企業や自営業者をターゲットにしていますので、被害防止対策の徹底を図りたいと思います。